

# 砥部町職員の提案に関する規程

平成 20 年 4 月 25 日

訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する職員及び同法第 22 条第 5 項の規定により臨時的に任用された者（以下これらを「職員」という。）の町政に関する提案を奨励することにより、職員の創造力、研究心及び町政運営への参加意欲を高め、もって町政各般の業務を改善し、行政能率の向上を図ることを目的とする。

(公正の確保)

第 2 条 職員は、提案を妨害し、制限し、又は強要してはならない。

2 職員は、提案に当たり、平等に取り扱われなければならない。

(提案事項等)

第 3 条 提案は、町政に関する企画、考案、改善、提言等についての創意工夫による具体的かつ建設的なもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 経費の節減又は財政の安定に資するもの
- (2) 事務能率の向上につながるもの
- (3) 住民サービスの向上につながるもの
- (4) 新しい施策又は事業の発想に関するもの
- (5) 公益上有益であるもの

2 提案は、過去に提案しておらず、かつ、他制度等に発表していないものでなければならない。

3 提案は、自己が担任する職務に関してすることができない。

(提案の形態)

第 4 条 提案は、職員個人又は職員によるグループのいずれかにより行わなければならない。

(提案の時期等)

第 5 条 職員は、いつでも自由に提案することができる。

2 町長は、必要に応じ、課題又は期日を定めて提案を募集することができる。

(提案書の受付)

第 6 条 提案しようとする職員は、提案書（様式第 1 号）を企画財政課長に提出しなければならない。

2 企画財政課長は、前項の提案書の提出があったときは、当該提案書の提案がこの訓令に照らして適当かどうかを審査し、適当と判断したときは、当該提案書を受理し、不適当と判断したときは、その理由を付して当該提案書を提案した職員に返付するものとする。

3 前項の規定により提案書を受理したときは、当該提案書の提案を提案台帳（様式第 2 号）に登録し、審査の結果と併せて記録を保存しておくものとする。

(提案の審査)

第 7 条 提案の審査は、一次審査及び最終審査に分けて行う。

2 前項の審査は、次に掲げる項目について提案判定表（別表第 1）により判定して行う。

- (1) 実現性
- (2) 有効性
- (3) 経済性
- (4) 問題認識

- (5) 具体性
- (6) 創造性
- (7) 研究努力

3 一次審査は、提案1件ごとに企画財政課長が選任した者により行い、意見を付して審査の結果を最終審査に送るものとする。

4 最終審査は、砥部町庁議規程（平成17年砥部町訓令第32号）に規定する庁議において行い、別表第2の中欄に掲げる賞の判定基準に従い、同表の左欄に掲げる賞を決定する。

（褒賞）

第8条 町長は、前条第4項の規定により賞が決定したときは、別表第2の左欄に掲げる賞の区分に応じ、同表の右欄に掲げる褒賞を行う。

（賞の取消し等）

第9条 町長は、賞を決定した後に、当該提案が第3条第2項の規定に違反し、又は他人の提案若しくは論文の盗用によるものであった等、当該提案が不正なものであることが判明したときは、賞を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により賞を取り消した職員が既に褒賞を受けているときは、当該職員に対し、褒賞品の返還又は褒賞品の購入費用に相当する金銭の支払を求めるものとする。

（提案の実行）

第10条 第7条第4項の規定により最優秀賞又は優秀賞とされた提案は、当該提案内容を所掌する課等において実行するものとする。

2 前項の提案を実行する課等の長は、できるだけ速やかに当該提案の実行計画を定めて事業に着手するものとする。

（提案の公表）

第11条 第7条第4項の規定により賞を受けた提案は、砥部町のホームページへの登載その他の適当な方法により公表するものとする。

（提案に伴う諸権利）

第12条 提案書提出後の当該提案書の提案に対する諸権利は、すべて町に帰属するものとする。

（庶務）

第13条 この訓令の実施に関する事務は、企画財政課企画政策係において処理する。

（その他）

第14条 この訓令の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日訓令第24号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月11日訓令第16号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

提案判定表

項目	内容		基準					
実現性	実施可能な程度 (経済性観点を除く。)		直ちに実施 できる	多少問題が あるが実施 することは 差支えない	問題が解決 すれば実施 可能で、問 題解決の可 能性が高い	問題解決に 時間を要す るが、実施 不可能では ない	実施の可能 性が低い	実施不可能
			5	4	3	2	1	0
有効性	公益上の効果の程度		非常に効果 がある	相当効果が ある	効果がある	多少効果が ある	効果が少な い	効果がない
			5	4	3	2	1	0
経済性	経費削減又 は新たに生 じる経費負 担の程度	既存事業	経費削減率 20%以上	経費削減率 10%以上20% 未満	経費削減率 5%以上10% 未満	経費削減率 5%未満	現状と同じ	現状より費 用がかかる
		新規事業	新たな経費 負担を伴わ ない	財政運営に 影響が出な い程度の経 費が生じる	財政運営に 影響を与え るが、財政 の調整で実 施が可能	財政計画の 見直しで実 施が可能	経費が多額 で実施でき る可能性は 低い	財政運営に 支障が生じ るため、実 施できない
			5	4	3	2	1	0
問題意識	現状及び問題の認識 の程度		非常に認識 している	よく認識し ている	認識してい る	多少認識し ている	余り認識し ていない	全く認識し ていない
			5	4	3	2	1	0
具体性	具体性の程度		非常に具体 性がある	相当具体性 がある	具体性があ る	多少具体性 がある	具体性に乏 しい	具体性に欠 ける
			5	4	3	2	1	0
創造性	着想、工夫の程度		着想が新し く工夫が著 しい	着想は独創 的	多少工夫改 善している	余り工夫改 善していな い	単なる応用	創意がない
			5	4	3	2	1	0

研究努力	提案に至るまでの研究努力	非常に研究努力している	相当に研究努力している	研究努力している	多少研究努力している	余り研究努力していない	全く研究努力していない
		5	4	3	2	1	0
総 計 点		点	点	点	点	点	点

注1 経済性の判定は、既存事業又は新規事業のいずれかで行う。

注2 経済性の既存事業の判定は、過去5年間の平均事業費（特別な事情により突出した経費を除く。）との比較により行う。

注3 既存事業と新規事業の組合せ提案における経済性の判定は、既存事業及び新規事業の両方で判定し、点数の高い方を採用する。この場合、既存事業として判定する場合は、既存事業費との比較により行い、新規事業として判定する場合は、既存事業費相当額を除き、新たに増加した経費により判定する。既存事業費の取扱いは、注2に準ずる。

別表第2（第7条関係）

賞の区分	賞の判定基準	褒賞の内容
最優秀賞	<p>政策形成や実現性に特に優れており、直ちに実行可能なもの  「審査項目の実現性、有効性及び経済性の合計点数が 14 点以上かつ総計点が 32 点以上」</p>	<p>1 万円程度の記念品の贈呈</p>
優 秀 賞	<p>政策形成や実現性に優れている。実行に当たり軽微な問題点があるが、解決が容易で実行可能なもの  「審査項目の実現性、有効性及び経済性の合計点数が 13 点以上かつ総計点が 28 点以上」</p>	<p>5,000 円程度の記念品の贈呈</p>
奨 励 賞	<p>実現性には乏しいが、着眼点において他の模範であり、今後の町政運営において大いに参考となるもの  「審査項目の具体性、創造性及び研究努力の合計点数が 13 点以上かつ総計点が 25 点以上」</p>	<p>2,000 円程度の記念品の贈呈</p>
アイデア賞	<p>実現性には乏しいが、斬新な着想で工夫が著しく公益上非常に効果があり、今後その発想に大きく期待できるもの  「審査項目の有効性及び創造性の点数がそれぞれ 5 点」</p>	<p>2,000 円程度の記念品の贈呈</p>

# 提 案 書

年 月 日

砥部町長 様

所属

提案者(代表) 職名

氏名

印

砥部町職員の提案に関する規程の定めるところにより、次のことについて提案します。

提 案 件 名	
提案の概要	

《提案内容》 次の項目等について別紙に記載してください。

- 1 現状分析及び問題
- 2 改善の方法（実施方法）
- 3 所要経費
- 4 推定される効果
- 5 その他の参考意見

審 査	年 月 日	決 定 区 分	意 見
		採 用	
決 定	年 月 日	不 採 用 保 留	

- ※ 提案者が複数の場合は、提案概要に全員の氏名を記入すること。
- ※ 既存事業の改善の場合は、過去5年間の当該事業に要した費用の詳細を明記すること。
- ※ 資料がある場合には添付すること。

